

# 小笠原諸島振興開発基本方針の概要（21.6.16告示）

## I 序文

小笠原諸島には地理的、自然的、社会的、歴史的に他の地域にはない特徴があり、同諸島の自立的発展のためには、引き続き定住環境の整備を図るとともに、産業の育成・活性化による生活の安定、利便性の向上等に向けた取り組みを、自然との共生を図りつつ、また、持続可能な地域の形成に配慮して進める必要がある。

## II 小笠原諸島の振興開発の意義及び方向

### 1 小笠原諸島の特殊事情とその役割

小笠原諸島は、我が国の離島の中でも際だった地理的、自然的、社会的及び歴史的な特殊事情を抱えるとともに、これらの特殊事情に由来する我が国にとって重要な役割を担っている。

### 2 振興開発の意義

重要な役割を担っている小笠原諸島を振興開発により、島民の生活の安定及び福祉の向上、自然環境の保全、文化の継承を図り、その自立的発展に結びつけていくことは、我が国全体の経済の発展と国民の福祉の向上に有益である。

### 3 振興開発施策の方向

振興開発計画に基づく事業は、次のような方向を基本として取り組むものとする。

- (1) 自然と共生した定住環境の整備
- (2) 地域資源の積極的・持続的活用
- (3) 地域の発意と創意工夫の活用
- (4) ソフトとハードを一体とした総合的な施策の推進

なお、自立的発展を着実に進めるため、施策や事業の効果を評価するための目標を振興開発計画で示し、具体的かつ総合的な評価を行う

## III 小笠原諸島の振興開発を図るための基本的な事項

- 1 土地（公有水面を含む）の利用
- 2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備
- 3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発
- 4 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等
- 5 自然環境の保全及び公害の防止
- 6 防災及び国土保全に係る施設の整備
- 7 教育及び文化の振興
- 8 観光の開発
- 9 国内及び国外の地域との交流の促進
- 10 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成
- 11 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、NPOその他の関係者間における連携及び協力の確保（新規事項）
- 12 帰島を希望する旧島民の帰島の促進